

外国送金依頼サービスに関する約定期書

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
<p>第2条（一括伝送受付日）</p> <p>当社は貴行に対し、貴行所定の時刻までに外国送金の依頼明細を一括伝送します。なお、営業日とは、貴行の本支店において、貴行が営業している日をいいます</p>	<p>第2条（一括伝送受付日）</p> <p>当社は貴行に対し、依頼時限までに外国送金の依頼明細を一括伝送します。なお、営業日とは、貴行の本支店において、貴行が営業している日をいいます</p>
<p>第3条（換算相場）</p> <p>本サービスにより受付できる直物相場は、送金する日として指定する日（以下、送金指定日という）の貴行所定日までに依頼したもののについては、貴行が公示する電信売相場とし、それ以降に依頼したもののについては、送金金額を換算処理する時点の貴行指定の相場とします。なお、送金の通貨が支払い地の通貨と異なる場合、貴行本支店または関係銀行と受取人の間に取決めがない場合は、貴行本支店または関係銀行の定める外国為替相場により換算のうえ、支払地の通貨で支払うものとします。</p>	<p>第3条（換算相場）</p> <p>本サービスにより受付できる直物相場は、送金する日として指定する日（以下、送金指定日という）の前営業日までに依頼したもののについては、貴行が公示する電信売相場とし、それ以降に依頼したもののについては、送金金額を換算処理する時点の貴行指定の相場とします。なお、送金の通貨が支払い地の通貨と異なる場合、貴行本支店または関係銀行と受取人の間に取決めがない場合は、貴行本支店または関係銀行の定める外国為替相場により換算のうえ、支払地の通貨で支払うものとします。</p>
<p>第4条（伝送データの内容連絡）</p> <p>当社は、一括伝送により貴行に依頼した外国送金依頼の件数を所定の方法で貴行に連絡します。件数、依頼人名等を確認したうは、伝送データを正当な依頼とみなして取り扱ってください。</p>	<p>第4条（伝送データの内容連絡）</p> <p>当社は、一括伝送により貴行に依頼した外国送金依頼の件数を「EB外国送金件数合計表」で貴行に連絡します。件数、依頼人名等を確認したうは、伝送データを正当な依頼とみなして取り扱ってください。</p>
<p>第7条（手数料）</p> <p>本サービスによって生じる所定の手数料および諸費用は、当社の負担とし、前条なお書きを準用するものとします。</p>	<p>第7条（手数料）</p> <p>本サービスによって生じる手数料および諸費用は、当社の負担とし、前条なお書きを準用するものとします。</p>
<p>第8条（一括伝送済外国送金の変更、取消方法）</p> <p>一括伝送済外国送金の変更、取消は、速やかに電話連絡すると共に貴行所定の依頼書によりファクシミリにて依頼いたします。但し、貴行内での手続きの関係で送金実行前の取消ができない場合は、相戻し等、貴行所定の手続きにより処理いたします。</p>	<p>第8条（一括伝送済外国送金の変更、取消方法）</p> <p>一括伝送済外国送金の変更、取消は、速やかに電話連絡すると共に「EBデータ変更・取消依頼書」によりファクシミリにて依頼いたします。但し、貴行内での手続きの関係で送金実行前の取消ができない場合は、相戻し等の手続きにより処理いたします。</p>
<p>第11条（規定の変更）</p> <p>貴行が必要と判断した場合には、貴行は、当社に対して貴行ウェブサイト上で変更内容を告知することにより、本規定の内容を変更することができるものとします。当社は、変更内容に同意しない場合には、その旨を貴行に通知するものとします。貴行は変更日から7日以内に当社からの変更同意しない旨の通知を受領しない場合には、当社が変更内容に同意したものとみなします。また、変更同意しない旨の通知があった場合には、貴行は、当社に対して事前に通知することなく、本利用契約を解約することができるものとします。</p>	<p>第11条（約定期書の変更）</p> <p>民法548条4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、貴行は、変更内容および変更日を貴行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、この約定期書の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の各条項その他の条件を適用するものとします。</p>